

平成27年2月26日

空家等対策の推進に関する特別措置法施行に関する会長声明

京都司法書士会
会長 森中 勇雄

本日、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された。

この法律は、今、深刻な社会問題として注目されている「放置空き家の増加」に対し、市町村に一定の権限を付与したものであり（注1）、本法律の施行を契機に、各自治体における対策活動がなお一層活発化することが期待される。

そもそも放置空き家は、私有財産としての個人資産の低下という側面だけではなく、地域の景観及び住民の健康に対する侵害や、防犯及び火災の面での不安をもたらし、さらには、地域経済の大きな足かせとなっていることは言うまでもない。

この放置空き家増加の要因として、人口減少や少子化による不動産資産の適正な相続・承継の困難化と、登記制度と実態の齟齬などが挙げられることから（注2）、登記をはじめとする不動産の権利に関する法律実務の専門家である司法書士としては、この問題に大いに関心をもち、憂いを感じる場所である。

そこで、京都司法書士会では、平成25年8月、全国に先駆けてこの問題を含む対策チーム「不動産に関する権利の適正な承継を促進する委員会」を立ち上げ、翌平成26年4月より空き家対策条例を施行した京都市と連携し、市民に向けた啓発活動や相談活動を行ってきた（注3）。

そして本年は、本法律施行を契機に多くの府内の自治体と連携し、放置空き家撲滅及び不動産に関する権利の適正な承継の促進に向けて、会員一同一層尽力する所存である。

（注1） 立入調査権や固定資産税台帳データの開示など。

（注2） 相続した所有者が不動産所在地と異なる地域に住む不動産の増加や、遺産分割がされずに相続登記もされない不動産の増加、あるいは、実際は町内や講で所有しながら登記は数人の個人名義でしかできなかったために、権利者が複雑化し特定できにくくなっている不動産などが、放置空き家になりやすくなっている。

（注3） 京都市内の自治会や町内会などの寄り合いに積極的に出向いて、放置空き家の怖さ、並びに発生要因と対策などを啓発する「なくそう放置空き家！おしかけ講座」に講師を派遣したり、相談会に相談員を派遣するなどの活動を行っている。なお、おしかけ講座は、平成26年6月～平成27年3月まで15回開催（予定を含む。）。